

高津区役所サービス推進部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 高津区役所サービス向上指針に則り、区役所サービスの推進を図るため、高津区企画調整会議要綱第5条の規定に基づき、高津区役所サービス推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(構成等)

第2条 推進部会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 推進部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は区民サービス部長を、副部会長には総務課長及び区民課長を充てる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行うものとする。

(検討・推進事項)

第3条 推進部会は、区役所サービス向上指針に基づき、次に掲げる事項を検討し、推進する。

- (1) サイン計画に基づく改修
- (2) 庁内レイアウトの変更
- (3) 窓口環境の整備
- (4) ユニバーサルデザイン等への配慮
- (5) 各種研修の充実
- (6) 各課を横断した取組
- (7) その他、区民サービスの向上に必要と認める事項

(推進部会)

第4条 推進部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(ワーキングチームの設置)

第5条 部会長は、推進部会を円滑かつ機能的に運営するために、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームメンバーは、推進部会において指名する。

(報告)

第6条 推進部会で検討した内容について、必要に応じて企画調整会議に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務課及び区民課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 区役所サービス検討部会設置要領（平成16年2月4日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部会長	区民サービス部長
副部会長	まちづくり推進部総務課長
	区民サービス部区民課長
委員	担当課長（危機管理担当）
	まちづくり推進部企画課長
	まちづくり推進部地域振興課長
	まちづくり推進部生涯学習支援課長
	まちづくり推進部橋出張所長事務取扱
	区民サービス部保険年金課長
	地域みまもり支援センター地域ケア推進課長
	地域みまもり支援センター地域支援課長
	地域みまもり支援センター児童家庭課長
	地域みまもり支援センター高齢・障害課長
	地域みまもり支援センター保護第1課長
	地域みまもり支援センター保護第2課長
	地域みまもり支援センター衛生課長
	道路公園センター担当課長〔管理〕